

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 道人事委員会規則

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… | 1 |
| ○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………         | 1 |
| ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………          | 1 |
| ○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………           | 2 |
| ○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………         | 2 |
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則……………  | 3 |

### 道人事委員会告示

|                            |   |
|----------------------------|---|
| ○準特地部局の指定の一部改正……………        | 4 |
| ○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………  | 4 |
| ○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………  | 5 |
| ○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正…………… | 5 |

## 道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年 3 月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7－1276

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「河川課」を「河川砂防課」に改める。

第11条第2項中「心身障害者総合相談所判定相談課」を「心身障害者総合相談所相談判定課」に、「子ども総合医療・療育センター相談支援課」を「子ども総合医療・療育センター地域連携課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7－1277

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－137）の一部を次のように改正する。

別表第2条第3項の職を占める職員の欄中

|   |         |   |         |
|---|---------|---|---------|
| 「 | 36,400円 | 「 | 46,000円 |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  | を | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 46,000  |
|   | 36,400  |   | 39,500  |
|   | 30,300  |   | 33,000  |
|   | 24,200  |   | 26,500  |
|   | 18,100  |   | 20,000  |
|   | 12,000  |   | 13,500  |
|   | 6,000   |   | 7,000   |
| 」 |         | 」 |         |

#### 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7－1278

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7－188）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合振興局及び振興局の保健環境部の項第5号を次のように改める。

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条に規定する児童福祉司としての業務に直接従事することを本務とする職員

別表第1 総合振興局及び振興局の保健環境部の項第9号中「指導援助課長」を「子ども支援課長」に改め、同表道立病院（人事委員会の定める道立病院に限る。）の項第2号中「結核病棟又は」を削り、同項第3号中「結核又は」を削り、同項第6号中「結核病棟又は」を削り、同項第7号中「結核患者又は」を削り、同表道立精神科病院の項を次のように改める。

|         |                                                                                        |   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 道立精神科病院 | (1) 保育士<br>(2) 診療放射線技術者                                                                | 3 |
|         | (3) 看護師長、副看護師長、看護師（作業療法・デイケア科、訪問看護科又はデイ・ケア科に勤務する者を除く。）及び准看護師                           | 2 |
|         | (4) 医師                                                                                 |   |
|         | (5) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者                                               |   |
|         | (6) 作業療法士（(11)に掲げる者を除く。）                                                               |   |
|         | (7) 判定員（(11)に掲げる者を除く。）                                                                 |   |
|         | (8) 地域支援室又は認知症患者医療センターに勤務し、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士としての業務に直接従事することを本務とする職員 |   |
|         | (9) 副院長（(4)に掲げる者を除く。）                                                                  | 1 |
|         | (10) 患者に直接接することを常例とするケースワーカー（(11)に掲げる者を除く。）                                            |   |
|         | (11) 訪問看護科又はデイ・ケア科に勤務し、患者の健康管理、生活指導又は作業指導に直接従事することを本務とする作業療法士、判定員及びケースワーカー             |   |
|         |                                                                                        |   |

同表肢体不自由児総合療育センターの項第7号中「訓練課長」を「リハビリテーション課長」に改め、別表第1 市町村立の小学校及び中学校の項第2号中「第140条第1項」を「第140条」に改め、同項第3号中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

## 北海道人事委員会規則7-1279

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表東京事務所の項中「参事」を「参事担当課長」に改め、同表北方領土対策根室地域本部の項中「北方領土対策室長」を「副本部長」に、「2種」を「1種」に改める。

別表第1イの表美術館の項中「三岸好太郎美術館副館長」を「総務企画課長三岸好太郎美術館副館長」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

## 北海道人事委員会規則7-1280

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

別表アの表胆振総合振興局管内の項を削る。

別表イの表釧路方面管内の項中

「別海町本別海 中標津警察署本別海駐在所」及び

「清水町字熊牛 新得警察署熊牛駐在所」を削り、同表北見方面管内の項中

「津別町字相生 美幌警察署相生駐在所」を

削る。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則7-1281

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

**第1条** 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7-405)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「並びに試験区分が一般行政C及び公立小中学校事務C」を「及び企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者」に改める。

第32条の見出しを「(昇給日及び評価終了日)」に改め、同条中「に規定する」を「の規定により昇給を行う当該各項に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 昇給日前における道職員給与条例第5条第4項及び学校職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における12月1日(以下「評価終了日」という。)とする。

第33条中「当該職員の」の次に「基準期間(道職員給与条例第4条第1項及び学校職員給与条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員にあっては評価終了日以前1年間、警察職員給与条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員にあっては昇給日前1年間をいう。以下同じ。)における」を加え、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に、新たに職員となった者又は第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第41条の規定により号俸を決定された者については、この限りでない。

第33条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による証明が得られない職員は、昇給しない。

第33条の次に次の1条を加える。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

**第33条の2** 道職員給与条例第5条第4項及び学校職員給与条例第6条第4項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

第35条第1項中「第33条」を「第33条第1項本文」に、「第4号又は第5号」を「第3

号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 基準期間において懲戒処分を受けた職員及び第33条の2に規定する事由に該当した職員その他人事委員会の定める職員並びに道職員給与条例第5条第4項後段及び学校職員給与条例第6条第4項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

第35条第2項第1号中「昇給日前1年間」を「基準期間」に、「昇給日の前日」を「当該期間の末日」に、「「基準期間」という」を「同じ」に、「前項第5号」を「前項第3号イ」に改め、同条第6項中「相当する数」の次に「(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号俸を決定された者にあっては、人事委員会の定める数)」を加え、「又は号俸」を「又は当該号俸」に改め、同条第8項中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第37条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

第42条第1項中「(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日」を「、同日」に、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

別表第8の表中

|   |      |   |   |   |       |
|---|------|---|---|---|-------|
| 「 | 4 以上 | 3 | 2 | 1 | を     |
| 「 | 2 以上 | 1 | 0 | 0 | に改める。 |

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1164)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第8項まで並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(平成27年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)
- 2 平成27年1月1日に行われる道職員給与条例第5条第4項又は学校職員給与条例第6条第4項の規定による昇給については、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)第32条第2項中「日は、昇給日前1年間における12月1日(以下「評価終了日」という。)」とあるのは「期間は、平成26年1月1日から同年12月1日までの期間」と、新規則第35条第2項第1号中「基準期間」とあるのは「平成26年1月1日から同年12月1日までの期間」とする。
- 3 前項又は平成27年1月1日に行われる警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給において、次の各号に掲げる職員以外の職員のうち新規則第35条第1項第3号ア又はイの昇給区分に決定される職員として人事委員会が定める者及び同条第2項各号の規定により昇給区分を決定される者の昇給号俸数については、同条第5項の規定にかかわらず、3号俸以下の号俸とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが適当でないと認めるものは、昇給しない。
- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第3号に掲げる職員を除く。次号において同じ。)
- (2) 新規則第34条各号に掲げる職員
- (3) 道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員  
(北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)
- 4 北海道職員等の育児休業等に関する規則(北海道人事委員会規則17-0)の一部を次のように改正する。  
第5条中「第32条」を「第32条第1項」に改める。  
(北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)
- 5 北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則(北海道人事委員会規則21-0)の一部を次のように改正する。  
第3条中「第32条」を「第32条第1項」に改める。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

平成19年北海道人事委員会告示第2号(準特地部局の指定)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

別表アの表渡島総合振興局管内の項中「森少年自然の家」を「青少年体験活動支援施設ネイパル森」に改め、同表オホーツク総合振興局管内の項中「常呂少年自然の家」を「青少年体験活動支援施設ネイパル北見」に改め、同表十勝総合振興局管内の項中「足寄少年自然の家」を「青少年体験活動支援施設ネイパル足寄」に改め、同表釧路総合振興局管内の項中「厚岸少年自然の家」を「青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸」に改める。

別表イの表札幌方面管内の項中

「 | 岩内町字野束 | 岩内警察署野束駐在所 | 」を  
削る。

北海道人事委員会告示第3号

平成22年北海道人事委員会告示第1号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

空知総合振興局管内の項中

「 | 芦別市野花南町 | 野花南小学校 | 1 | 」及び  
「 | 深川市多度志 | 多度志中学校 | 2 | 」を削り、後

志総合振興局管内の項中

「 | 蘭越町字三和 | 三和小学校 | 2 | 」を削り、渡

島総合振興局管内の項中

「 | 八雲町黒岩 | 黒岩小学校 | 1 | 」及び  
「 | 長万部町字国縫 | 国縫小学校 | 1 | 」を削り、檜

山振興局管内の項中

「 | 奥尻町字奥尻 | 奥尻小学校 | 4 | 」を削り、

「宮津小学校」を「奥尻小学校」に改め、上川総合振興局管内の項中

「 | 富良野市字北布礼別 | 布礼別中学校 | 2 | 」、

「 | | | | 」





|                      |                        |        |
|----------------------|------------------------|--------|
| 富良野市山部北町             | 山部中学校                  | 」を     |
| 「 富良野市山部北町<br>愛別町字南町 | 山部中学校<br>美深高等養護学校あいべつ校 | 」に改める。 |

---